

平成29年10月23日

海事局 船舶産業課

## 造船分野における外国人材活用制度における 就労可能期間を延長します

～外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示の公布～

造船分野においては、平成27年4月から「外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示第1199号。以下「告示」という。）」に基づき、外国人技能実習の修了者を即戦力となる外国人材として受け入れる制度を開始しています。

今般、未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、平成30年度以降に就労を開始する外国人造船就労者（告示に基づく特定活動の従事者）の就労可能期間の延長等の措置を講ずるための「外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示」を本日公布いたしましたので、お知らせいたします。

### 【主な改正内容】

#### （1）平成30年度以降に就労を開始する外国人造船就労者の就労可能期間の見直し

平成30年度以降に就労を開始する外国人造船就労者については、2年又は3年に設定している就労期間に関わらず、平成33年3月31日までに就労を終えることとなっていることから、同年度以降に就労を開始する外国人造船就労者が減少する恐れがあるため、平成32年度までに就労を開始した外国人造船就労者について平成33年度以降も就労を可能とします。（従事する期間は従前通り（2年又は3年）とします。ただし、最長で平成35年3月31日までとします。）

#### （2）技能実習法の施行に伴う所要の改正

- ① 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の施行に伴い、受入れが開始される第3号技能実習生についても、第3号技能実習の修了後特定活動に従事することを可能とします。
- ② 外国人造船就労者と本国との関係を維持する等の観点から、第2号又は第3号技能実習の修了後特定活動の開始までに、1月以上の本国への帰国期間を経なければならないこととします。なお、特定活動を開始しようとする者が、第3号技能実習修了者であって、第2号技能実習の修了後第3号技能実習の開始までに1年以上の帰国期間を経っていない場合は、第3号技能実習の修了後特定活動の開始までに、1年以上の帰国期間を経なければならないこととします。

### 【今後の予定】

施行：平成29年11月1日

【お問合せ先】国土交通省 海事局 船舶産業課  
TEL:03-5253-8111（代表） 03-5253-8634（直通）  
FAX:03-5253-1644

小川（内線43643）、新發田（内線43633）